

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する会議 開催結果の概要

1 日 時

令和7(2025)年3月14日(金) 13:30~14:30

2 場 所

栃木県庁北別館会議室 401

3 主 催

栃木県農政部生産振興課

4 出席者

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する会議構成団体委員8名

構成団体	役職	委員	備考
栃木県農業協同組合中央会	農業対策部長	和久井 要子	
栃木県食糧集荷協同組合	業務部長	阿久津 一博	
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	常務理事兼事業推進部長	土屋 憲一	
公益社団法人栃木県米麦改良協会	常務理事	岸 洋助	
那須野農業協同組合	営農部長	富山 明	Web
那須野農業協同組合採種組合	黒羽採種部会長	益子 利之	Web
国立大学法人宇都宮大学	特任教授	秋山 満	議長
栃木県生活協同組合連合会	会長理事	中田 和良	Web

※ 全国農業協同組合連合会栃木県本部 米麦部長 富田 康之 様、園芸部長 高瀬 和幸 様、芳賀地方いちご無病苗生産連絡協議会 古橋 達夫 様は都合により欠席

5 結 果

(概 要)

- ・ 有望品種制度について、生産量が少なくても農業経営にプラスに働き、農業者の選択の幅が広がるような品種を有望品種に認定するとよい、等の意見があり
- ・ 奨励品種「トヨハタモチ」の指定解除について、委員からは意見等はなし

(詳 細)

(1) 有望品種制度の設置について(資料1)

- ・ 県産農産物の競争力強化に資する品種について、県種苗条例に基づく新たな制度(有望品種)に位置づけ指導していく案を説明。

(委員意見)

- ・ 農作業を平準化することで、作付面積拡大などが可能となり、所得向上につながる。例えば奨励品種とは熟期が異なる品種を有望品種に位置づけるなど、農業経営の観点からメリットがある品種を有望品種に位置づけることで、農業者の選択の幅が広がり、結果として栃木県のネームバリューが上

がり、価値が向上すると考えられる。

- ・ 奨励品種は比較的作りやすい品種が位置づけられ、主に平場で作付し、作付面積を拡大することで所得確保ができる。一方で、中山間地域では、平場と異なり作付面積拡大が容易ではない。中山間地域では、価格が高い、付加価値がつくような品種をつくることも所得を確保していく上では重要だと考える。作りにくい品種であっても所得向上につながっていることを鑑み、有望品種にしていくことも大切だと考える。
- ・ 奨励品種に位置づけられていない品種で、近年作付面積が拡大している水稻品種もある。そうした徐々に作付面積が拡大している品種についても、有望品種に認定して支援するなど、考えてほしい。
- ・ 有望品種の本格的な制度運用はいつからか。
→ 令和7年度に要領を制定し、制度の周知を図る。本格的な有望品種の技術支援は令和8年度からを想定している(生産振興課)。

(2) 奨励品種「トヨハタモチ」の指定解除について(資料2)

- ・ 「トヨハタモチ」の指定解除の理由を説明。

6 今後の対応

- ・ 有望品種制度の要領の制定及び支援体制の整備を図る(4月~)

以上